

平成28年労第1号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A会社（以下「事業場」という。）に雇用され、新聞配達員として就労していた。

請求人は、同年〇月〇日の朝、新聞配達をしていたところ、女性がバッグを奪われる事件に遭遇し、犯人を追跡し、追いついたところで当該犯人から暴行を受け（以下「本件暴行」という。）、同月〇日、B整形外科に受診し、「頸椎捻挫、左肩膝打撲傷、左肘打撲傷、頭部打撲」（以下「本件負傷」という。）と診断され、通院加療した。

請求人は、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付たる療養の給付及び費用を請求したところ、監督署長は、請求人の本件負傷は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件負傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件負傷は、業務上の事由によるものであると主張するので、本件負傷について以下、検討する。

(1) 請求人の主張及び保険給付調査復命書によると、決定書理由に説示のとおり、請求人は、新聞配達中に、バッグを奪われた女性から助けを求められて、犯人を追いかけたところ、犯人が請求人に本件暴行を加え、請求人は本件負傷をしたことが認められる。

(2) ところで、厚生労働省労働基準局長は、緊急行為に関して「緊急行為の取扱いについて」(平成21年7月23日付け基発0723第14号。以下「通達1」という。)を、また、他人による暴行行為等による負傷に関して「他人の行為に基づく暴行による負傷の取扱いについて」(平成21年7月23日付け基発0723第12号。以下「通達2」という。)をそれぞれ策定しており、当審査会としても、これらの取扱いは妥当なものと考えことから、以下、これらの通達に基づいて検討する。

ア 緊急行為に関して

(ア) 請求人は、請求人が取った行為について新聞配達員として当然行うべき緊急行為であり、通達1において、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等業務(以下「救護、防護等業務」という。)に従事している労働者が

行うべき緊急行為と同様に業務として取り扱われるべきものである旨主張する。しかし、労災保険は業務に内在する危険が現実化した場合に必要な保険給付を行うものであり、通達1で示している救護、防護等業務に従事している労働者とは、事業場特設の自衛消防隊員、鉦山救護隊員など職務として救護、防護等業務に従事する者を想定しているものである。

したがって、新聞配達業務に従事する労働者は、一般的に職務として救護、防護等業務を行うことを想定されているわけではないことから、通達1における職務として救護、防護等の業務に従事する者には該当せず、請求人の主張は採用できない。

(イ) 通達1の1(2)①の要件である「労働者が緊急行為を行った(行おうとした)際に発生した災害が、労働者が使用されている事業に従事している際に被災する蓋然性が高い災害、たとえば運送事業の場合の交通事故等に当たること。」、及び②の要件である「当該災害に係る救出行為等の緊急行為を行うことが、業界団体の行う講習の内容等から、職務上要請されていることが明らかであること。」について、本件は、決定書理由に説示のとおり、請求人が緊急行為を行おうとした際に発生した災害が、新聞配達業務に従事する際に被災する蓋然性が高い災害に当たるものとは認められず、また、当該災害に係る救出行為等を行うことが、C協会、警察本部等から新聞販売店に要請されていた事実も認められないことから、請求人の行為が職務上要請されていたことが明らかであるものとは認められない。

この点、請求人は、バッグを奪われた女性からの救助の要請に協力しなかった場合、事業場の社会的信用の低下は明らかであり、職務上要請されていた旨主張する。しかし、刑事訴訟法212条及び同法213条は、一定の場合に私人でも逮捕ができる旨を規定したにとどまり、私人について一般的に現行犯逮捕が期待されているわけではない。さらに、決定書理由に説示のとおり、請求人は、逃走する犯人を150メートルに渡って追尾し、1.25メートルの金網フェンス越しに待ち構える犯人に対して、請求人も金網フェンスを乗り越えて、犯人の太ももを掴むなどしており、同行為は、警察への事件発生の通報、近隣住民への事件発生の通報や救援要

請、あるいは、犯人の特徴の把握等の犯罪事件を目撃した際に通常予想される行為の範疇を超えるものであることから、請求人の行為が職務上要請されていたことが明らかであるとは判断することはできず、請求人の主張は認められない。

(ウ) 通達1の1(2)③の要件である「緊急行為を行う者が付近に存在していないこと、災害が重篤であり、人の命に関わりかねない一刻を争うものであったこと、被災者から救助を求められたこと等、緊急行為が必要とされると認められる状況であったこと。」について、本件の場合、決定書理由の説示のとおり、救助を求められたとの要件には該当するものの、災害が重篤であって、人の命に関わりかねない一刻を争うもの等、緊急行為が必要とされる状況であったとは認められないものである。

なお、通達1は、請求人が述べるように、交通事故に遭遇した運転手が、人命救助のために活動中に死亡した事件を契機に策定された経緯が認められるところ、本件の状況が、同事件と同視できるほどに緊迫した状況にあったとは認められないものである。

(エ) また、請求人は、現行犯逮捕は、緊急性・必要性・正当性が認められることから、本件負傷は業務中の第三者行為災害に該当する旨主張するが、刑事訴訟法が現行犯逮捕を適法に認める要件と、労災保険法において救護等の緊急行為が業務と認められる要件は、それぞれに法の趣旨、目的が異なるものであり、請求人の主張は認められない。

(オ) 以上のとおり、本件は、上記の通達1の1(2)①ないし③の3つの要件を全て満たしておらず、請求人の行為を、業務として取り扱われる緊急行為に該当すると認めることはできない。

イ 他人による暴行行為等による負傷に関して

請求人の一連の行為は、請求人の本来の業務である新聞配達業務から明らかに逸脱しており、本件暴行を受けた時点においては、通達2の要件である業務に従事している場合とは認められないことから、本件暴行は業務遂行中に生じた事態であるとは言えず、したがって、業務に起因するものとは認めることができない。

(3) 以上のように、請求人の行為は、業務として取り扱われる緊急行為に該当せ

ず、また、本来の業務である新聞配達業務から明らかに逸脱した行為により生じた事態であり、本件暴行による本件負傷は、業務に起因するものとは認められないものと判断する。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。